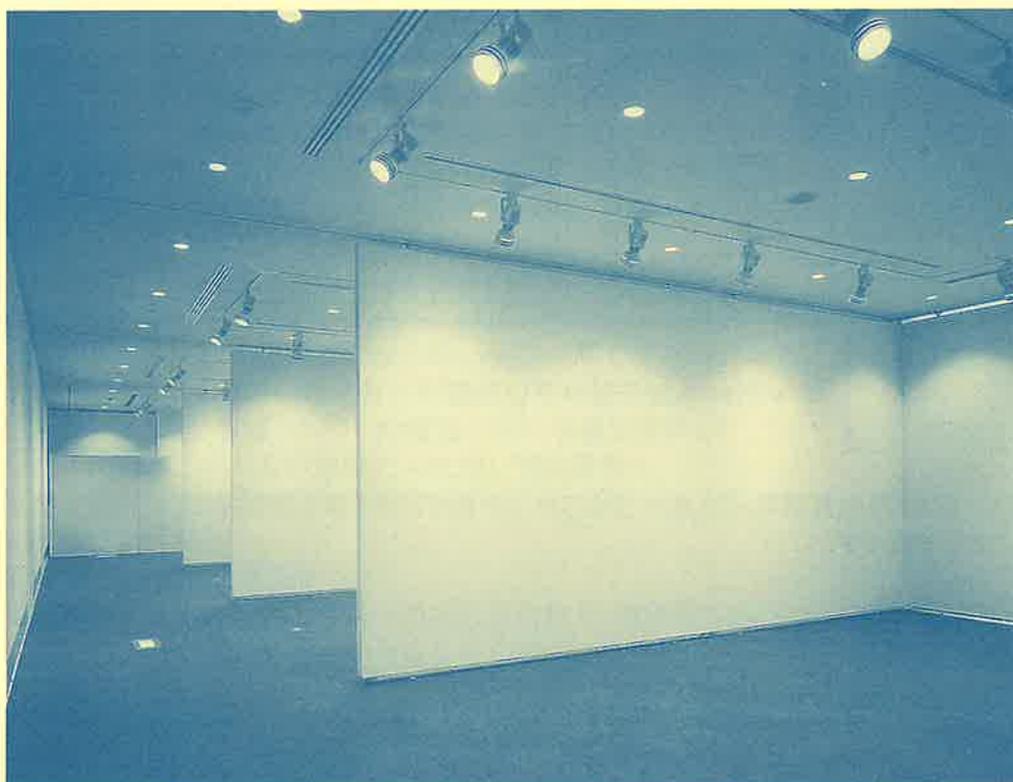


# 県民ギャラリー利用のご案内



## 茨城県陶芸美術館

茨城県笠間市笠間2345番地（笠間芸術の森公園内）

電話 0296-70-0011

FAX 0296-70-0012

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/tougei/>

茨城県陶芸美術館県民ギャラリーは、陶芸や絵画など幅広い創作活動の発表の場として利用できる貸ギャラリーです。

この「県民ギャラリー利用のご案内」は、県民ギャラリーの利用方法などについてご説明するものです。趣味の作品展など日頃の芸術文化活動の発表の場として、是非県民ギャラリーをご利用ください。

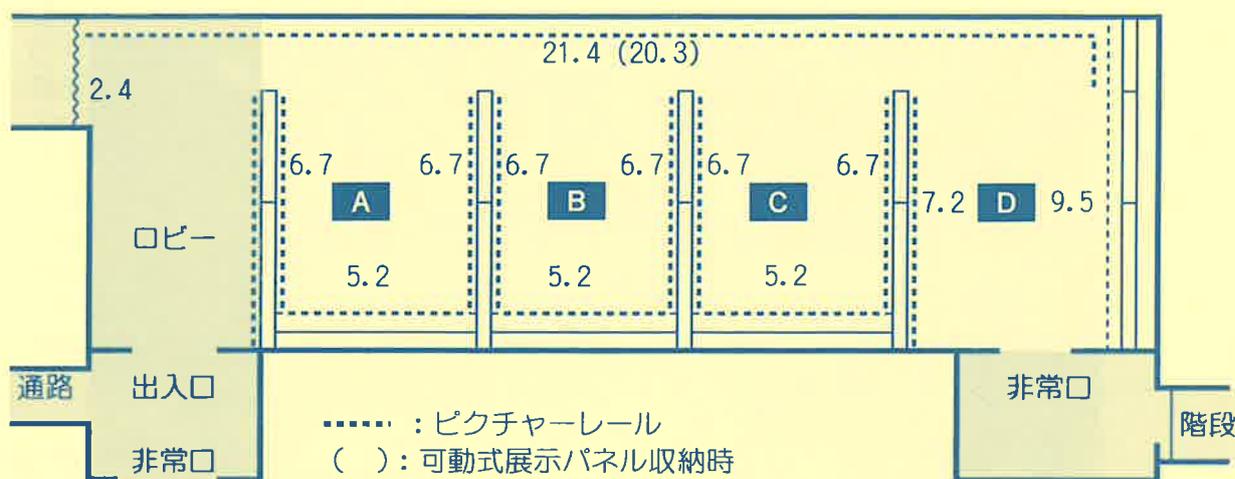
## 1 使用できる施設

展示室A～D 各展示室（約50㎡） 高さ（3.4m）

ピクチャーレール装着壁面総長78.4m

県民ギャラリー平面略図

単位：m



展示室A～Dは、可動式展示パネルで仕切られています。パネルを移動させ、A～Dを1室として使用することも可能です。

## 2 展示できる作品

平面及び立体で、展示可能なもの

- (1) 作品の規格
  - ・ 1点(または1個)の規格は、最大高さ2.5m、最大幅2.3m、最大奥行き3m、最大重量1トン、最大床荷重500kg/㎡を原則とします。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではありません。
- (2) 禁止及び制限
  - ・ 生花、盆栽、刀剣、銃砲等、または危険物、腐敗物、異臭を発するもの及びごう音、強い光、高熱等が発するものは、展示できません。
  - ・ その他については、美術館との協議が必要となります。
  - ・ 展示中または、展示期間中、展示物の撤去を求める場合があります。

## 3 使用できる日数

- (1) 使用期間
  - ・ 1日を小単位としますが、原則として1週間を1単位とします。
  - ・ 1単位は、原則として火曜日からの日曜日まで（6日間）とします。
- (2) 最大使用期間
  - ・ 2単位としますが、館長が認めた場合はこの限りではありません。

## 4 使用の申し込み

- (1) 申し込み方法 ・使用責任者が陶芸美術館に来館の上、所定の用紙に必要事項を記入し、直接申し込むことを原則とします。電話あるいは郵便等による申し込みは受け付けません。
- (2) 受付期間 ・原則として、使用予定年度の前年度の11月1日から12月25日までとします。なお、月曜日（祝日の場合は翌日）は除きます。
- (3) 受付時間 ・午前9時30分から午後4時まで
- (4) 資料の添付 ・申し込みをする場合は、展覧会の内容のわかる資料(開催趣旨、参考作品写真、作家略歴、過去の展覧会の資料等)を添付してください。

## 5 使用の決定及び使用決定者の義務

- (1) 使用者の決定方法 ・会期等を調整の上、決定します。同一期間に複数の申し出があった場合は、美術館の定める日に抽選会を行い、使用者を決定します。抽選会に欠席した場合は、使用の意思がないものと判断します。
- (2) 使用決定者への通知 ・申し込み締め切り後2カ月以内に申込者に「陶芸美術館施設使用承認書」を交付します。
- (3) 取り消し ・「陶芸美術館施設使用承認書」が届いた後、万一使用取り消しを希望する場合は10日以内にご連絡ください。
- (4) 事前打ち合せ ・使用決定者は、使用の2週間前までに美術館の担当者と具体的な展示内容や作業等について打ち合せを行ってください。
- (5) 使用権譲渡等の禁止 ・使用決定者は、使用権を譲渡、転貸することはできません。
- (6) 看板等の作成 ・作成する場合は、美術館の担当者と協議の上、作成してください。
- (7) 広報等印刷物原案の提出 ・展覧会のポスター、目録（図録）等を作成する場合は、事前に原案を美術館の担当者に提示し、協議してください。なお、完成したポスター、目録（図録）等を各2部提出してください。
- (8) 広報印刷物への明記事項
  - ①主催者（代表者）名、及び連絡先（住所、電話番号）
  - ②会場名「会場：茨城県陶芸美術館県民ギャラリーA、B、C、D」
  - ③最終日の終了時刻
  - ④観覧料（「無料」等の表記）
- (9) 使用料の納入 ・使用決定者は、所定の使用料を、美術館の指定する金融機関に、指定された方法により納入してください。

## 6 作品の搬入、搬出、監視等

下記のことについては、すべて使用者の責任において行って下さい。

- (1) 搬入、展示 ・原則として、使用開始日の午前中(9:00から)に行ってください。
- (2) 撤去、搬出 ・使用最終日の午後5時までに行ってください。
- (3) 展示室の監視 ・必ず監視員を配置し、作品を管理してください。
- (4) 原状回復 ・使用者は使用終了後、使用施設、設備、備品をすみやかに原状に戻し、職員の手検を受け、「陶芸美術館施設使用終了報告書」をすみやかに提出してください。

## 7 遵守事項

使用者は次の事項を遵守するとともに、入場者にもこれを守るように配慮してください。

- (1) 使用目的以外で、施設等を使用しないでください。
- (2) 展示作品の販売等、営利行為はできません。
- (3) 美術館の許可なく、付属設備を使用したり、備品を移動したりしないでください。

- (4) ポスター等の掲示，チラシ，パンフレット等の頒布については，事前に美術館の担当者と協議してください。
- (5) 展示室内では，飲食はできません。
- (6) 館内の指定された場所以外は，禁煙です。
- (7) 施設，設備を傷つけたり，汚染する恐れのある物は持ち込まないでください。
- (8) 他人に不快感を与えたり，危害を及ぼす恐れのある物は持ち込まないでください。
- (9) 動物を持ち込まないでください。
- (10) 電源の使用については，美術館の担当者の承諾を得てください。
- (11) その他，美術館の担当者の指示に従ってください。
- (12) 使用后，経歴の中に県民ギャラリーでの展示を入れる場合は，「茨城県陶芸美術館県民ギャラリー」と必ず入れるようにしてください。

## 8 使用できる展示用具，備品

- (1) 使用できる用具
  - ①ピンピッター（ピンをとめる道具）
  - ②ガンタッカー（ワイヤーをとめる道具）
- (2) 使用できる備品
  - ①ワイヤー
  - ②工芸作品展示台
  - ③可動展示パネル
  - ④作品運搬車
  - ⑤高所作業台
  - ⑥その他（机，いす）
- (3) 使用方法の厳守 ・ 指定された使用方法に従い，破損を防ぐよう努めてください。

## 9 使用できる期間

企画展等館主催事業で使用する期間を除く期間となります。

※ 企画展等の規模・会期により，年度ごとに貸出期間が異なりますので，美術館にお問い合わせください。

## 10 使用料金（1日につき）・・・消費税を含む

区 分	展示室A	展示室B	展示室C	展示室D
観覧料無料の場合	3,070円	3,070円	3,070円	2,590円
観覧料有料の場合	3,840円	3,840円	3,840円	3,250円

問い合わせ先：茨城県陶芸美術館 企画管理課

〒309-1611 笠間市笠間2345番地

電話0296-70-0011 FAX0296-70-0012